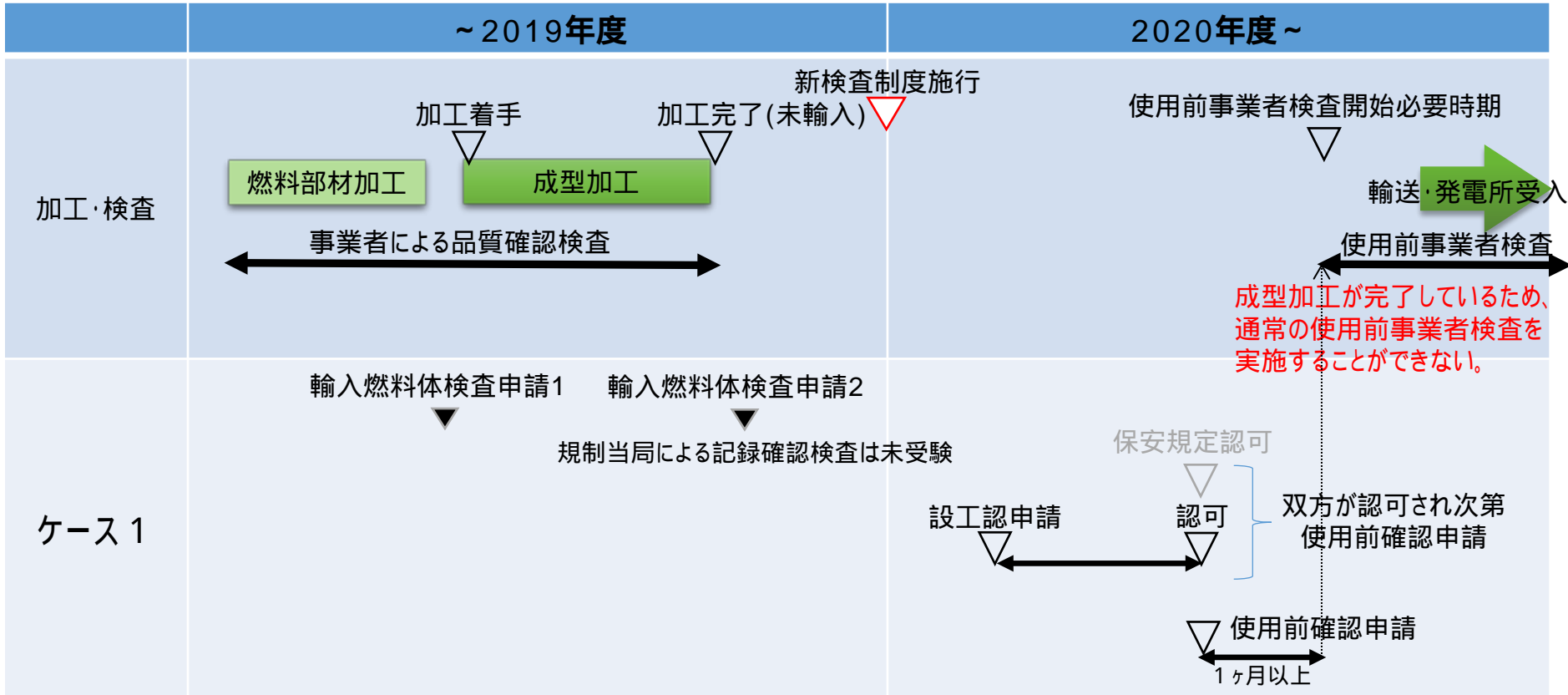


新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認について

2019年11月6日
原子力エネルギー協議会



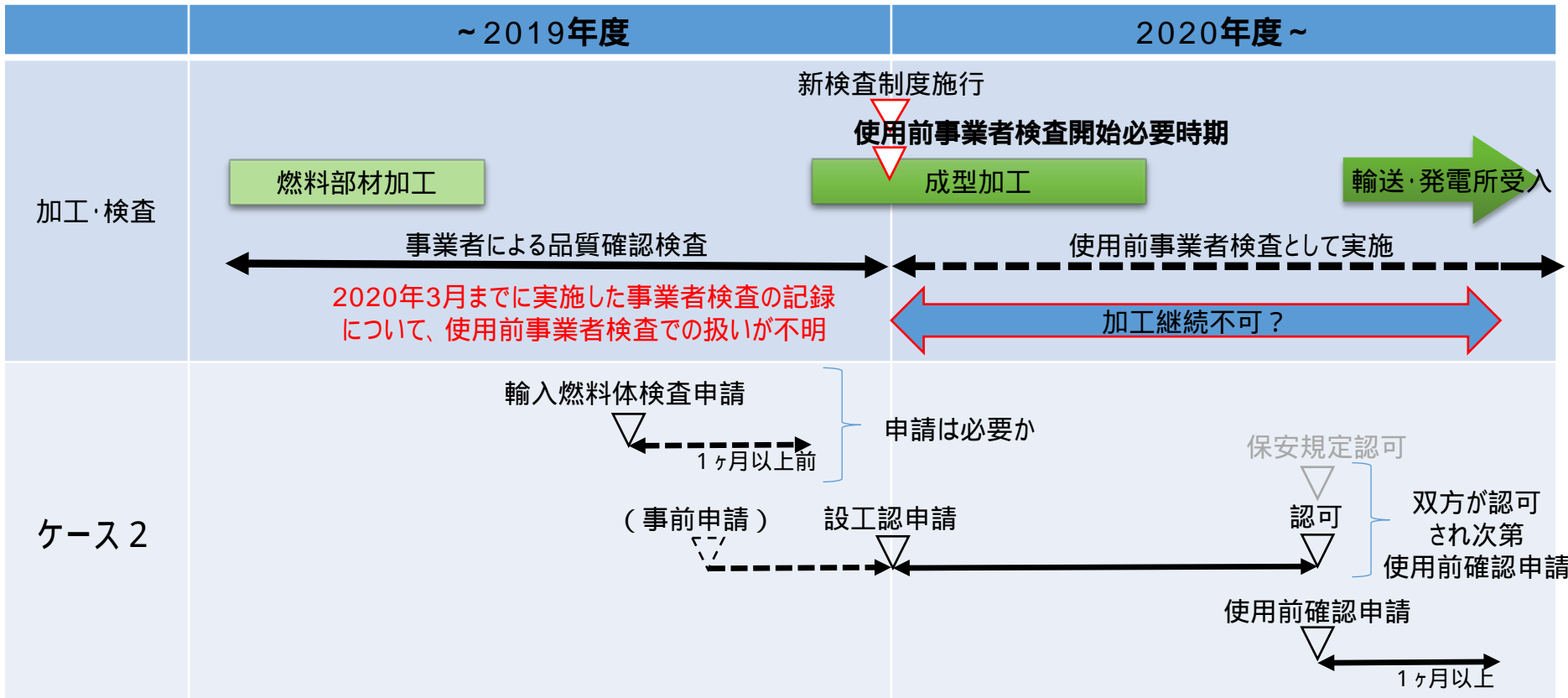
ケース 1 . 成型加工着手が2020年4月以前で、2020年4月時点で加工完了しているが未輸入

【懸念事項】

- 制度移行時点で成型加工が完了しているため、通常の使用前事業者検査と同等の検査（立会検査等）を実施することが出来ない。
使用前事業者検査として品質確認記録等の記録確認検査をする旨を設工認に記載する。（2019.4.2NRA面談資料参照）
- 設工認本文に記載した仕様は基本的に使用前事業者検査対象となるが、品質確認では確認していない仕様も設工認本文に記載する予定であり、実施済みの品質確認記録を使用前事業者検査で扱うことができる場合でも、一般的な使用前事業者検査と比較して検査項目に差があることについて手当てが必要。
- もし、次頁以降に示す他のケースへの移行措置検討の結果、輸入燃料体検査申請済のものに何らかの制度移行措置が取られることになった場合、本ケースも当該措置の対象となる。

新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認について

2019年11月6日
原子力エネルギー協議会



ケース 2 . 成型加工着手が2020年4月以前で、加工が2020年4月をまたぐ

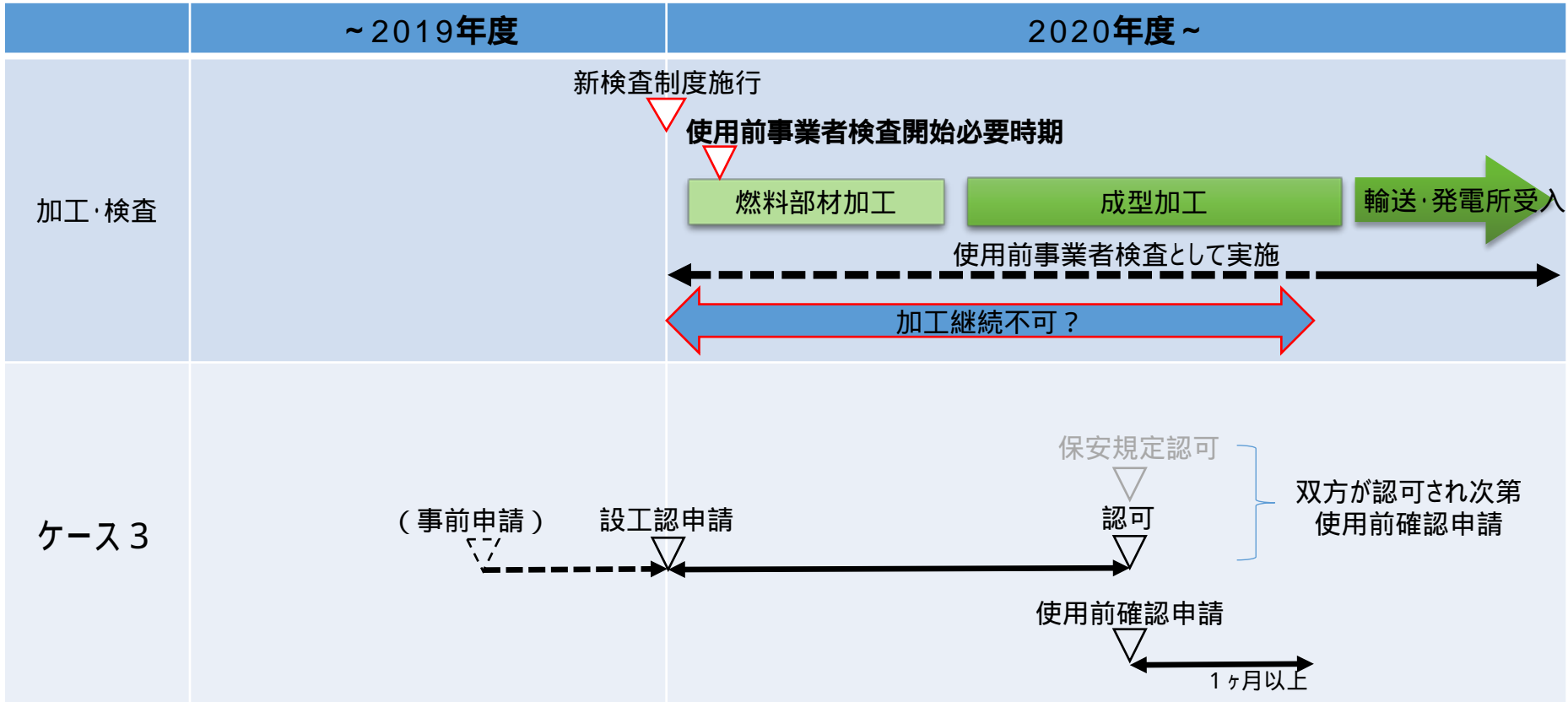
【懸念事項】

- 燃料体は加工の工程毎に検査を行うため、検査が実施できないと工程を止めることになるが、少なくとも設工認認可まで使用前事業者検査が実施できないと考えられるため、**設工認認可まで使用前事業者検査が開始できず加工が長期に亘り中断し、工程への影響が甚大**となる。
- 制度移行時点で部材製造が完了し、成型加工が開始されており、**通常の使用事前業者検査と同等の検査（立会検査等）を実施することが出来ない。**

使用前事業者検査として品質確認記録等の記録確認検査をする旨を設工認に記載する。（2019.4.2NRA面談資料参照）

設工認本文に記載した項目は基本的に使用前事業者検査対象となるが、従来の輸入燃料体検査では実施していない検査項目も設工認本文に記載する予定であり、検査項目に差異がある(部材はMOX加工工場へ輸送済)。このため、検査項目の差がなくなるように検査項目を設定する。

新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認について



ケース 3 . 燃料部材加工および成型加工着手が2020年4月以降で、2020年度の早い時期に使用前事業者検査を開始する必要がある

【懸念事項】:

- 輸入燃料体検査申請は成型加工（ペレット成型）着手 1 月前までに申請すればよいが、使用前事業者検査では **成型加工に先立つ燃料部材加工において使用前事業者検査を実施する必要があり、その時点から使用前事業者検査を開始する必要がある。**
- 燃料体は加工の工程毎に検査を行うため、検査が実施できないと工程を止めることになるが、少なくとも設工認認可まで使用前事業者検査が実施できないと考えられるため、**設工認認可まで使用前事業者検査が開始できず部材・成型加工が継続できなくなり、工程への影響が甚大**となる。

(参考) 現行の輸入燃料体検査における工程と規制検査の関係について

